

# 広報いばせき

ロール紙・洗車タオルは組合へ

令和3年度第6号

廃タイヤ・廃バッテリー組合へ

令和3年10月26日発行

《令和3年度過疎地等における石油製品の流通体制整備補助事業 第3回受付開始！》

(予算額：約1.3億円)

過疎地等における石油製品の流通体制整備事業とは、過疎地等における石油製品の安全かつ効率的な安定供給体制の確保を目指すために、揮発油販売業者等が行う次の工事にかかる費用の一部を補助する事業です。(担当：井上)

申請受付期間	令和3年10月25日(月)～11月12日(金)(石油組合必着)
実績報告締切日	令和4年2月8日(月)(石油組合必着)
対象工事	① 地下タンク漏えい防止工事(令和4年3月31日までに埋設後40年になる地下タンク) ・FRPライニング工事(補助上限額：1,000万円) ・電気防食設備設置工事(補助上限額：500万円) ・高精度油面計設置工事(補助上限額：300万円) ・SIR設置工事(補助上限額：300万円) ② 地下タンク撤去工事(品確法廃止後、3年以内の給油所) 補助上限額：300万円) ③ 地下埋設物等関連工事(過疎地域限定) ④ 簡易計量機設置工事(過疎地域限定)
補助率	①及び②は、過疎地2/3、準過疎地1/2、その他の地域1/3

※ 詳細につきましては、(一社)全国石油協会のホームページをご覧ください。

《注意！あなたの土地が狙われています！》

「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、不適正な建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。不法投棄、野焼き、不適正な残土埋立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

いつもみんなでむらなくみはれ

※ 不法投棄110番(0120-536-380)

受付時間は平日の8時30分～17時15分です。受付時間外は最寄りの警察署まで。

お問合せ先：茨城県廃棄物規制課 TEL 029(301)3033